

騒音振動に係る、類型・規制区域・規制基準について

加古川市環境保全課

騒音振動にかかる規制基準は、概ね都市計画法における用途地域に基づいて区域分けをしていますが、一部の区域では騒音防止の見地から1段階高い区域としています。詳細については、環境保全課窓口にて加古川市指定地域図を参照してください。

用途地域	環境基本法	騒音規制法 ・ 振動規制法	
	環境基準	規制基準	
	騒音のみ	騒音	振動
	AA類型		
第1種低層住居専用地域	A類型	第1種区域	第1種区域
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域	B類型	第2種区域	第1種区域
第2種住居地域			
準住居地域			
市街化調整区域			
近隣商業地域	C類型	第3種区域	第2種区域
商業地域			
準工業地域			
工業地域			
工業専用地域	規制なし		

○一般地域における環境基準（騒音のみ）

地域の類型	6-22時（昼間）	22-6時（夜間）
AA類型	50 dB	40 dB
A類型	55 dB	45 dB
B類型	55 dB	45 dB
C類型	60 dB	50 dB

※ Leqで判定

○騒音規制基準（特定事業場にかかる規制）

	8-18時（昼間）	6-8時（朝）	22-6時（夜間）
		18-22時（夕）	
第1種区域	50 dB	45 dB	40 dB
第2種区域	60 dB	50 dB	45 dB
第3種区域	65 dB	60 dB	50 dB
第4種区域	70 dB	70 dB	60 dB

※ L5で判定

○騒音規制基準（R2.3.21以降に設置された風力発電設備）

地域の類型	6-22時（昼間）	22-6時（夜間）
AA類型	40 dB	30 dB
A及びB類型	45 dB	35 dB
C類型	50 dB	40 dB

※基準適用地点 ①、②のいずれか

①風力発電設備から発生する騒音の影響を最も受ける住居等から当該設備に向かって3.5mの地点

②市街化区域のうち、騒音に係る環境基準の地域の類型AA・A・Bを当てはめる地域で、風力発電設備から発生する騒音の影響を最も受ける地点

○振動規制基準（特定事業場にかかる規制）

	8-19時（昼間）	19-8時（夜間）
第1種区域	60 dB	55 dB
第2種区域	65 dB	60 dB

※ L10で判定

※敷地境界での騒音レベル評価

- 騒音レベルの合成音



$$\begin{aligned}
 L1 + L2 &= 10\log_{10}(10^{L1/10} + 10^{L2/10}) \\
 &= 10\log_{10}(10^{60/10} + 10^{60/10}) \\
 &= 10\log_{10}(2 \times 10^6) \\
 &= 10\log_{10} 2 + 10\log_{10} 10^6 \\
 &= 3 + 60 \\
 &= \mathbf{63\text{dB}}
 \end{aligned}$$

※敷地境界での騒音レベル評価

- 騒音レベルの距離減衰



$$\begin{aligned}
 L &= L1 - 20\log(R2/R1) \\
 &= 80 - 20\log(10/1) \\
 &= 80 - 20 \times 1 \\
 &= \mathbf{60\text{dB}}
 \end{aligned}$$

dB値の和の概算

- $L1$ と $L2$ ($L1 > L2$) dB の合成音の概算は、
 ① $L1 - L2$ の差を求める
 ② 差から下記の表により補正値を $L1$ に足す

L1 - L2 (dB)	補正値 (dB)	
	精密値	概略値
0	3.0	3
1	2.5	
2	2.1	2
3	1.8	
4	1.5	
5	1.2	1
6	1.0	
7	0.8	
8	0.6	
9	0.5	
10	0.4	0
11	0.3	
12	0.3	
13	0.2	
14	0.2	
15	0.1	

公害防止の技術と法規(騒音・振動編)より

(例) 63dBと60dBの合成

- $63 - 60 = 3$
- 表より、
精密値 1.8 概算値 2

(答) 合成音

精密値: 64.8dB

概算値: 65dB